

## 議案第67号

### 土地改良事業計画の策定について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の概要を定める。

## 土地改良事業計画概要書

### 1 事業の目的

この事業は、国営かんがい排水事業札内川第一地区及び第二地区で造成された札内川頭首工並びに導水路の適正な維持管理を実施することにより、かんがい用水の安定的な供給を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。

### 2 地域の所在・地積及び現況

#### (1) 地域の所在

本地区は、十勝総合振興局管内の帯広市、中札内村、更別村及び幕別町に位置した畑地帯の受益面積19,570haの地域である。

#### (2) 地域の現況

##### ア 地形

本地区は、北海道南東部の十勝平野南側に位置し、地区内を流下する札内川一帯の平坦な低地である。

##### イ 気象

本地区は、内陸性気候であり、かんがい期（5月～9月）の平均気温が15.9℃、降水量が680mm（月平均降水量136mm）となっている。初霜は10月中旬で、長期積雪期間は11月下旬から4月上旬である。

##### ウ 水利状況

本地区は、一級河川札内川を主水源とし、地区内に造成された札内川頭首工をはじめとする農業水利施設によりかんがいを行っており、地区内の営農において重要な役割を果たしている。

##### エ 営農状況

本地区では、基幹作物である畑作4品（麦類、馬鈴薯、甜菜、豆類）の振興に取り組み、安定的な生産出荷体制が確立されている。

オ 地域の地積及び農家戸数

市町村名	農家戸数	畑	牧草畑	合計
帯広市	96 戸	1,915 ha	—	1,915 ha
中札内村	163 戸	5,623 ha	—	5,623 ha
更別村	216 戸	8,544 ha	—	8,544 ha
幕別町	88 戸	3,488 ha	—	3,488 ha
計	563 戸	19,570 ha	—	19,570 ha

3 札内川頭首工及び導水路維持管理の要領

(1) 管理者

管理者	備 考
帯広市	国土交通省と管理委託契約を結び施設の管理を行う。
中札内村	
更別村	
幕別町	

(2) 維持管理すべき施設

ア 位置

(札内川頭首工)

左岸：北海道河西郡中札内村国有林帯広事業区149林班め小林班地

先

右岸：北海道河西郡中札内村南札内203番地2地先

イ 河川名

一級河川十勝川水系札内川

ウ 受益面積

19,570 ha

エ 施設概要

1) 札内川頭首工

形式	フローティングタイプ		最大取水量	5.586 m <sup>3</sup> /s	
堤高	堤長		計画	土砂吐	護床工
	固定部	可動部	洪水量	ゲート数	延長
1.5m	59.5m	12.5m	300 m <sup>3</sup> /s	1門	16m

## 2) 札内川導水路

構造	形式	延長	最大通水量
ダクタイル鋳鉄管 (DCIP)	φ 2,000 mm	6,980m	5,586 m <sup>3</sup> /s
強化プラスチック複合管 (FRPM)	φ 2,000 mm		

### (3) 維持管理の方法

#### ア 取水の方法

国営畑地かんがい事業札内川地区水利使用規則に基づき取水を行う。  
 札内川頭首工における取水は、年間最大取水量を5,586m<sup>3</sup>/sとし、  
 期間別の最大取水量を次表のとおりとする。

施設名 札内川頭首工

期間	5/1～7/31	8/1～8/31	9/1～11/10	11/11～4/15	4/16～4/30
取水量	5.586 m <sup>3</sup> /s	3.760 m <sup>3</sup> /s	0.043 m <sup>3</sup> /s	0.014 m <sup>3</sup> /s	0.046 m <sup>3</sup> /s

年間総取水量 37,070千m<sup>3</sup>

#### イ 導水の方法

札内川頭首工取水口において必要な水量を取水し、導水管（パイプライン）により地区内へ導水する。

#### ウ 洪水時における処置

中札内村を対象として大雨及び洪水警報（特別警報を含む。）が発せられた場合、河川からの取水を停止し、洪水警戒態勢をとり気象情報の収集を行うとともに、管理上必要な措置を講じ、災害防止に努める。

#### 4 費用の概算

維持管理費 年間 9,800千円

整備補修費 総額 473,800千円 (R 4～R 13)

年度当たり平均額 47,380千円

但し、物価の変動、施設の損傷等により変更する場合がある。

#### 5 効用

適正な維持管理の実施によって、施設の効果を十分に発揮させるとともに、その耐用年数を維持することができる。

#### 6 他の事業との関係

##### (1) 農業部門内における他事業との関係及び調整方法

札内川頭首工より取水された用水は、4市町村（帯広市、中札内村、更別村、幕別町）で設立した「札内川かんがい施設維持管理協議会」を通じて、関係機関との連絡調整を随時行う。

##### (2) 農業部門外の他事業との関係及び調整方法

札内川頭首工は農業用用水のほか、上水道としての取水を行っており、十勝中部広域水道企業団との連絡調整会議において調整を図る。

